

吸収分割に関する事前備置事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2023 年 7 月 11 日

徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵 3 9 番地 1

株式会社フィット

代表取締役社長 鈴江 崇文

東京都杉並区浜田山 3-34-2 プラスワンビル 3F

株式会社 Plus one percent

代表取締役社長 石川 大門

徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵 3 9 番地 1

株式会社フィットスマートホーム分割準備会社

代表取締役社長 竹村 敏之

徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵 3 9 番地 1

株式会社フィットファシリティ分割準備会社

代表取締役社長 石川 大門

株式会社フィット（以下「吸収分割会社」といいます。）並びに吸収分割会社の完全子会社である株式会社 Plus one percent、株式会社フィットスマートホーム分割準備会社及び株式会社フィットファシリティ分割準備会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023 年 7 月 11 日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2023 年 11 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社のクリーンエネルギー事業、スマートホーム事業及びファシリティ事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容（会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号）

本件分割に際しては、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して、本件承継権利義務の対価として株式、金銭、その他の資産の交付を行いません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を四国財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

[https://www.fit-group.jp/ir/ir\\_type/ir\\_news/](https://www.fit-group.jp/ir/ir_type/ir_news/)

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号ロ）

(1) 株式会社 Plus one percent

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(2) 株式会社フィットスマートホーム分割準備会社及び株式会社フィットファシリティ分割準備会社

ア 成立の日における貸借対照表

株式会社フィットスマートホーム分割準備会社及び株式会社フィットファシリティ分割準備会社は、2023年7月11日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。株式会社フィットスマートホーム分割準備会社及び株式会社フィットファシリティ分割準備会社の設立の日（2023年7月11日）における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

イ 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 本件効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の2023年4月30日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の2023年4月30日現在又は2023年7月11日（設立日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192

条第 8 号)

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

## 別紙1 吸収分割契約書

### 吸収分割契約書

株式会社フィット（以下「甲」という。）と株式会社Plus one percent（以下「乙」という。）は、甲がクリーンエネルギー事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

#### 第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

##### (1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社フィット

住所：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1

##### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社Plus one percent

住所：東京都杉並区浜田山三丁目3 4 番 2 号プラスワンビル

#### 第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙1のとおりとし、別紙1に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、併存的債務引受の方法による。

#### 第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

#### 第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年11月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

#### 第8条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

(1) 第7条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られたこと。

(2) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関

連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条（競業禁止義務を負わない旨の確認）

甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業禁止義務を負わない。

第 11 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第 12 条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第8条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

甲及び乙は、本契約の成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、双方合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

2023年7月11日

甲：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1  
株式会社フィット  
代表取締役社長 鈴江 崇文

乙：東京都杉並区浜田山三丁目3 4 番 2 号プラスワンビル  
株式会社Plus one percent  
代表取締役社長 石川 大門

(別紙1)

## 承継権利義務明細書

甲は、2023年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 1. 承継する資産

本事業に関して有する以下の資産

#### (1) 流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、商品、製品等、本事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

#### (2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の本店所在地（徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1）または社員用福利厚生施設に係る土地及び建物、上場企業株式、非上場会社（本事業において管理する子会社を除く。）の株式または出資持分、社債並びに長期貸付金を除く。

### 2. 承継する負債

本事業に関して有する以下の債務

#### (1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金等、本事業に関する流動負債の一切。ただし、支払手形、電子記録債務及び短期借入金を除く。

#### (2) 固定負債

本事業に関する固定負債の一切。ただし、長期借入金を除く。

### 3. 承継する雇用契約等

効力発生日において本事業に主として従事する甲の全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

### 4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む）に関する契約その他本事業に関する一切の契約（本事業以外の事業にも関連する契約については、本事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲の契約上の地位に関して、許認可等の再取得が必要な契約のうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかった契約、及び甲が引き続き保有する必要がある契約を除く。

### 5. 知的財産権

主として本事業に関する一切の知的財産権。

### 6. 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものの一切。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

### 7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制により承継が困難となるものは、承継対

象権利義務から除外する。

## 吸収分割契約書

株式会社フィット（以下「甲」という。）と株式会社フィットスマートホーム分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がスマートホーム事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

#### (1)吸収分割会社（甲）

商号：株式会社フィット

住所：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1

#### (2)吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社フィットスマートホーム分割準備会社

住所：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1

### 第 3 条（承継する権利義務）

1.本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙1のとおりとし、別紙1に記載のない権利義務は承継しない。

2.甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。

3.本分割による甲から乙に対する債務の承継については、併存的債務引受の方法による。

### 第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第 5 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年11月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 第 7 条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

### 第 8 条（本分割の効力発生条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

(1)第7条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られたこと。

(2)効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつ

て本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条（競業避止義務を負わない旨の確認）

甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わない。

第 11 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第 12 条（本契約の変更、解除及び終了）

1.本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

2.本契約は、効力発生日（第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第8条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

甲及び乙は、本契約の成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、双方合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

2023年7月11日

甲：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1  
株式会社フィット  
代表取締役社長 鈴江 崇文

乙：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1  
株式会社フィットスマートホーム分割準備会社  
代表取締役社長 竹村 敏之

(別紙1)

## 承継権利義務明細書

甲は、2023年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 1. 承継する資産

本事業に関して有する以下の資産

#### (1) 流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、商品、製品等、本事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

#### (2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の本店所在地（徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1）または社員用福利厚生施設に係る土地及び建物、上場企業株式、非上場会社（本事業において管理する子会社を除く。）の株式または出資持分、社債並びに長期貸付金を除く。

### 2. 承継する負債

本事業に関して有する以下の債務

#### (1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金等、本事業に関する流動負債の一切。ただし、支払手形、電子記録債務及び短期借入金（スマートホーム事業の販売用土地の仕入に紐付く短期借入金は承継）を除く。

#### (2) 固定負債

本事業に関する固定負債の一切。ただし、長期借入金を除く。

### 3. 承継する雇用契約等

効力発生日において本事業に主として従事する甲の全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

### 4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む）に関する契約その他本事業に関する一切の契約（本事業以外の事業にも関連する契約については、本事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲の契約上の地位に関して、許認可等の再取得が必要な契約のうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかった契約、及び甲が引き続き保有する必要がある契約を除く。

### 5. 知的財産権

主として本事業に関する一切の知的財産権。

### 6. 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものの一切。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

### 7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制により承継が困難となるものは、承継対

象権利義務から除外する。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社フィット（以下「甲」という。）と株式会社フィットファシリティ分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がファシリティ事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

#### (1)吸収分割会社（甲）

商 号：株式会社フィット

住 所：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1

#### (2)吸収分割承継会社（乙）

商 号：株式会社フィットファシリティ分割準備会社

住 所：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1

### 第 3 条（承継する権利義務）

1.本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙1のとおりとし、別紙1に記載のない権利義務は承継しない。

2.甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。

3.本分割による甲から乙に対する債務の承継については、併存的債務引受の方法による。

### 第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第 5 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年11月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 第 7 条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

### 第 8 条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

(1)第7条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られたこと。

(2)効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつ

て本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条（競業避止義務を負わない旨の確認）

甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わない。

第 11 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第 12 条（本契約の変更、解除及び終了）

1.本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

2.本契約は、効力発生日（第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第8条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

甲及び乙は、本契約の成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、双方合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

2023年7月11日

甲：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1  
株式会社フィット  
代表取締役社長 鈴江 崇文

乙：徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1  
株式会社フィットファシリティ分割準備会社  
代表取締役社長 石川 大門

(別紙1)

## 承継権利義務明細書

甲は、2023年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 1. 承継する資産

本事業に関して有する以下の資産

#### (1) 流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、商品、製品等、本事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

#### (2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の本店所在地（徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39-1）または社員用福利厚生施設に係る土地及び建物、上場企業株式、非上場会社（本事業において管理する子会社を除く。）の株式または出資持分、社債並びに長期貸付金を除く。

### 2. 承継する負債

本事業に関して有する以下の債務

#### (1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金等、本事業に関する流動負債の一切。ただし、支払手形、電子記録債務及び短期借入金を除く。

#### (2) 固定負債

本事業に関する固定負債の一切。ただし、長期借入金を除く。

### 3. 承継する雇用契約等

効力発生日において本事業に主として従事する甲の全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

### 4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む）に関する契約その他本事業に関する一切の契約（本事業以外の事業にも関連する契約については、本事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲の契約上の地位に関して、許認可等の再取得が必要な契約のうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかった契約、及び甲が引き続き保有する必要がある契約を除く。

### 5. 知的財産権

主として本事業に関する一切の知的財産権。

### 6. 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの一切。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

### 7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制により承継が困難となるものは、承継対象権利義務から除外する。

以上

別紙2 貸借対照表

① 株式会社Plus one percent

(2022年4月30日現在)

(単位：百万円)

| 科目       | 金額  | 科目       | 金額  |
|----------|-----|----------|-----|
| (流動資産)   |     | (負債の部)   |     |
| 流動資産     | 572 | 流動負債     | 299 |
| 固定資産     |     | 固定負債     | 235 |
| 有形固定資産   | 187 | (純資産の部)  |     |
| 投資その他の資産 | 9   | 株主資本     |     |
|          |     | 資本金      | 20  |
|          |     | 利益剰余金    | 214 |
| 資産合計     | 769 | 負債・純資産合計 | 769 |

②株式会社フィットスマートホーム分割準備会社

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目       | 金額 |
|--------|----|----------|----|
| (流動資産) |    | (純資産の部)  |    |
| 流動資産   |    | 株主資本     |    |
| 現金及び預金 | 10 | 資本金      | 10 |
| 資産合計   | 10 | 負債・純資産合計 | 10 |

③株式会社フィットファシリティ分割準備会社

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目       | 金額 |
|--------|----|----------|----|
| (流動資産) |    | (純資産の部)  |    |
| 流動資産   |    | 株主資本     |    |
| 現金及び預金 | 10 | 資本金      | 10 |
| 資産合計   | 10 | 負債・純資産合計 | 10 |